

山梨県後期高齢者医療広域連合議会  
平成 21 年第 1 回臨時会  
会 議 録

平成 21 年 6 月 20 日 開会  
平成 21 年 6 月 20 日 閉会

山梨県後期高齢者医療広域連合議会

## 目 次

○招集告示	1
第 1 号 (6 月 20 日)	
○応招議員	1
○不応招議員	1
○議事日程	2
○会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○説明のため出席した者	3
○事務局職員出席者	3
○開会	3
○諸般の報告	3
○連合長あいさつ	3
○議席の指定	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期について	5
○同意第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5
○承認第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
○議案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
○議案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
○議案第 10 号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
○議決事件の字句及び数字等の整理	14
○閉会	15
○会議録署名	15

## 山梨県後期高齢者医療広域連合議会平成 21 年第 1 回臨時会

山梨県後期高齢者医療広域連合告示第 6 号

山梨県後期高齢者医療広域連合議会平成 21 年第 1 回臨時会を次のとおり招集する。

平成 21 年 6 月 12 日

山梨県後期高齢者医療広域連合長 宮島 雅展

- 1 期日 平成 21 年 6 月 20 日（土）午後 2 時 30 分
- 2 場所 山梨県自治会館 講堂

### 【応招・不応招議員】

#### 応招議員（24 名）

- |             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| 1 番 齊藤憲二 君  | 2 番 渡辺嘉男 君  | 3 番 上杉 実 君  |
| 4 番 大村政啓 君  | 6 番 森本由美子 君 | 7 番 清水 実 君  |
| 8 番 千野秀一 君  | 9 番 清水富貴雄 君 | 10 番 志村直毅 君 |
| 11 番 関戸将夫 君 | 12 番 武藤雅美 君 | 15 番 長澤捷利 君 |
| 16 番 野中忠義 君 | 17 番 望月久弘 君 | 19 番 遠藤雄一 君 |
| 20 番 深澤平助 君 | 21 番 水越 昭 君 | 22 番 石原 滋 君 |
| 23 番 後藤政行 君 | 24 番 長田義道 君 | 25 番 梶原岩男 君 |
| 26 番 堀内弘一 君 | 27 番 古家悦男 君 | 28 番 守屋茂久 君 |

#### 不応招議員（4 名）

- |             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| 5 番 小俣昭男 君  | 13 番 一瀬 明 君 | 14 番 秋山詔樹 君 |
| 18 番 日向英明 君 |             |             |

## 山梨県後期高齢者医療広域連合議会平成 21 年第 1 回臨時会

### 議事日程（第 1 号）

平成 21 年 6 月 20 日（土）午後 2 時 30 分開会

- 1 開会
- 2 広域連合長あいさつ

**日程第 1** 議員の議席の指定

**日程第 2** 会議録署名議員の指名

**日程第 3** 会期の決定

**日程第 4** 同意第 1 号 山梨県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について同意を求めることについて

**日程第 5** 承認第 1 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成 21 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

**日程第 6** 議案第 8 号 山梨県後期高齢者医療広域連合広域高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

**日程第 7** 議案第 9 号 山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について

**日程第 8** 議案第 10 号 平成 21 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

---

### 本日の会議に付した事件

日程 1～日程 8 まで議事日程に同じ

---

### 出席議員（26 名）

1 番 齊藤憲二 君	2 番 渡辺嘉男 君	3 番 上杉 実 君
4 番 大村政啓 君	6 番 森本由美子 君	7 番 清水 実 君
8 番 千野秀一 君	9 番 清水富貴雄 君	10 番 志村直毅 君
11 番 関戸将夫 君	12 番 武藤雅美 君	15 番 長澤捷利 君
16 番 野中忠義 君	17 番 望月久弘 君	19 番 遠藤雄一 君
20 番 深澤平助 君	21 番 水越 昭 君	22 番 石原 滋 君
23 番 後藤政行 君	24 番 長田義道 君	25 番 梶原岩男 君
26 番 堀内弘一 君	27 番 古家悦男 君	28 番 守屋茂久 君

### 欠席議員（2 名）

5 番 小俣昭男 君	13 番 一瀬 明 君	14 番 秋山詔樹 君
18 番 日向英明 君		

---

地方自治法第 121 条の規定により説明のために出席した者の職氏名

広域連合長 宮島雅展君 事務局長 嶋口昇君 事務局次長 小川和仁君  
業務課長 原 則夫君 会計管理者 矢嶋亘君

---

事務局職員出席者

書記長 二宮仁 書記 平賀教人 書記 槌屋和寛 書記 石川竜也

---

【開 会】

開会 午後 2 時 30 分

●議長(斉藤憲二君) これより山梨県後期高齢者医療広域連合議会平成 21 年第 1 回臨時会を開会いたします。

議員定数 28 人のうち、本日の出席議員は 24 人でございます。

よって、地方自治法第 113 条の規定による過半数の定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

---

【諸般の報告】

●議長(斉藤憲二君) 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。日程に入ります前に、諸般の報告をいたします。

5 番、小俣昭男君、13 番、一瀬明君、14 番、秋山詔樹君、18 番、日向英明君より欠席の届けがありました。以上で報告を終わります。

次に、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定に基づく、監査委員からの例月出納検査の報告は、お手元に配布のとおりであります。

議案説明のため、地方自治法第 121 条の規定により、広域連合長以下関係職員の出席を求めました。

以上で諸般の報告を終わります。

報道機関等から、写真撮影等の申し出があります。

これを許可することに、ご異議ございませんか。

≪「異議なし」の声≫

●議長(斉藤憲二君) 異議なしと認めます。

よって、議場内での撮影を許可することに決しました。

---

【広域連合長あいさつ】

●議長(斉藤憲二君) ここで、宮島広域連合長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

宮島広域連合長。

○広域連合長(宮島雅展君) こんにちは。いよいよ盆地の暑い、暑い夏がはじ

ましますけれども。地域によってはどうして俺等の涼しい方でやってくれんのかなあとの意見もあるでしょうけれども、まあ、ここが一番集まりやすいということなのでしょうね。

それでは、ご挨拶申し上げます。

本日は、山梨県後期高齢者医療広域連合議会平成 21 年第 1 回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、公務ご多忙のところご参集賜りまして御礼申し上げたいと思います。

また、平成 19 年 2 月の本広域連合の設立から、平成 21 年 3 月までの 2 年余りに渡り多大なご尽力をいただきました、小林前広域連合長に衷心より感謝を申し上げます。

さて、少子高齢化が急速に進み、医療を取りまく環境が大きく変化する中、増大する老人医療費を支える現役世代の支援と高齢者自身の負担を明確にし、公平で分かりやすい制度とするため、老人保健制度に代わり後期高齢者医療制度が創設をされたところでございます。

しかしながら、制度開始から 1 年が経過し、この間、保険料の額や年金からの自動引落としなど多くの問題が指摘され、度重なる国の制度見直しが行われたところでもございます。

本広域連合におきましても、こうした変化に対応するために条例改正など様々な見直しを行ってきたところであり、議員の皆様からご指導、ご鞭撻を賜りましたことに深く感謝を申し上げる次第であります。

今後、制度の安定的運営を図っていくためには、75 歳以上の被保険者の皆様はもとより、すべての世代の方々のご理解とご協力が不可欠であり、この制度を如何に県民に周知していくかが重要であると考えます。制度施行 2 年目となる本年度は、制度の定着期と捉え、積極的な広報活動を展開していくことが肝要であると考えています。県内の後期高齢者約 11 万人に係る医療保険制度を円滑かつ適正に運営する重大さを改めて痛感いたしているところでございまして、議員の皆様方の更なるご協力を心よりお願い申し上げます。

本日、提出しております議案に関しましては、副広域連合長の選任案件、平成 20 年度特別会計の専決補正予算案件、また、後期高齢者医療に関する条例の一部改正案件、これに伴う平成 21 年度特別会計補正予算案件等でございます。

これらの案件につきましては、後程、事務局よりご説明申し上げますが、何とぞ慎重にご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、あいさつとさせていただきます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

---

#### 【議席の指定】

●議長(斉藤憲二君) それでは、日程第 1「議席の指定」を行います。

新たに選出されました 2 名の議員を会議規則第 4 条第 2 項の規定により 4 番、大村政啓君、16 番、野中忠義君と議席を指定いたします。

---

#### 【会議録署名議員の指名】

●議長(斉藤憲二君) 次に、日程第 2「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 80 条の規定により、6 番、森本由美子君と 22

番、石原滋君を指名いたします。

---

#### 【会期について】

●議長(斉藤憲二君) 次に、日程第3「会期について」を議題といたします。  
お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間とすることに、ご異議ございませんか。

《「異議なし」の声》

●議長(斉藤憲二君) ご異議ありませんので、本臨時会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

---

#### 【副広域連合長の選任同意】

●議長(斉藤憲二君) 日程第4、同意第1号「山梨県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について同意を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

《「はい、議長」と呼ぶ者あり》

●議長(斉藤憲二君) 宮島広域連合長

○広域連合長(宮島雅展君) ご説明を申し上げます。副広域連合長でありました、久保眞一氏の退職に伴い、新たに南部町長の望月秀次郎氏を副広域連合長に選任いたしたいので、ご同意をお願いするものでございます。以上です。  
よろしくお願いたします。

●議長(斉藤憲二君) お諮りいたします。

本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して、直ちに採決いたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

《「異議なし」の声》

●議長(斉藤憲二君) ご異議なしと認めます。

お諮りいたします。

同意第1号は、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

●議長(斉藤憲二君) 挙手全員であります。

よって、同意第1号は原案のとおり同意されました。

望月秀次郎君の議場への入場を許します。

[副広域連合長 望月秀次郎君入場]

●議長(斉藤憲二君) ただいま同意されました、望月秀次郎君より、あいさつしたい旨の申し出がありますので、これを許可します。

○副広域連合長(望月秀次郎君) それでは一言だけご挨拶させていただきます。

このたび、副広域連合長の選任に関しまして議会のご同意を賜りました、南部町長の望月でございます。

就任に際しまして、一言ごあいさつを申し上げます。

後期高齢者医療制度発足から1年が経過いたしました。いまだ諸々の課題が山積しているかに思われます。2年目になる本年度は、制度が定着するために重要な時期と捉えており、副広域連合長への就任にあたりましては、その責任の重さを深く受けとめているところでございます。

宮島広域連合長の補佐役として、後期高齢者医療制度の円滑な実施に努めてまいり所存でございます。

議員の皆様方の格別のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。そして、甚だ簡単ではございますが、就任のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

---

### 【日程第5 承認第1号】

●議長(斉藤憲二君) 次に、日程第5承認第1号「平成20年度山梨県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第3号)の専決処分の報告及び承認を求めることについて」を議題といたします。

事務局から、提案理由の説明を求めます。

《「はい、議長」と呼ぶ者あり》

●議長(斉藤憲二君) 小川事務局次長

○事務局次長(小川和仁君) 承認第1号「平成20年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)の専決処分の報告及び承認を求めることについて」説明させていただきます。

議案の3ページをご覧ください。専決処分についてであります。地方自治法第179条第1項の規定により、平成20年度特別会計補正予算(第3号)を専決処分させていただきましたので、ご報告とご承認のお願いを申し上げます。

5ページをご覧ください。本補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億5,105万6千円を増額し、それぞれ733億1,109万4千円とするものです。

明細につきましては、資料2の予算説明書の6ページ、7ページをご覧ください。歳入であります。第2款、国庫支出金、第2項、国庫補助金、第2目、国費補助金、第5節、円滑運営臨時特例交付金に追加確定による収入増により1億5,105万6千円を増額するものです。

円滑運営臨時特例交付金につきましては、平成20年2月定例会の第2号補正で新規に補正をお願いし、予算化したところであります。年度末の補助金交付確定通知により、交付額が増額となりましたので、増額となった1億5,105万6千円を受け入れ、基金に積み立てるものです。

円滑運営臨時特例交付金の用途であります。高齢者医療制度の円滑な実現のため、平成21年度に実施する所得の低い方の保険料負担軽減及び周知に充てられる費用です。

具体的には、1番目としまして、保険料の均等割7割軽減世帯のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯について均等割9割軽減を平成21年度か

ら新規に実施するための費用。2番目としまして、年金収入153万円から211万円までの方について、所得割の5割軽減を平成20年度に引き続き平成21年度も実施するための費用。3番目としまして、被扶養者だった被保険者の保険料の均等割9割軽減及び所得割10割軽減を平成20年度に引き続き21年度も実施するための費用。4番目にこれらの軽減に係る周知等の費用となっています。

8ページ、9ページをご覧ください。歳出の第7款、諸支出金、第2項、基金費、第1目、臨時特例基金費、第25節、積立金ですが平成20年度第2号補正予算で6億4,612万5千円計上しましたが、総交付額が7億9,718万1千円となりましたので、増額となった円滑運営臨時特例交付金1億5,105万6千円を臨時特例基金に積み立てるものです。

本交付金は平成21年度において、保険料の軽減に充てる補助金であるため、受け入れた交付金は、一旦基金に積立し平成21年度に必要な応じ、取り崩することになります。

以上が、平成20年度山梨県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第3号)の内容でございます。

補正につきましては、緊急的な対応を必要としたものであり、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、専決処分とさせていただきました。

どうか、ご承認いただけますようお願い申し上げます。

●議長(斉藤憲二君) 事務局の説明が終わりました。

ただいまから、承認第1号の質疑を行います。質疑ございませんか。

《「なし」の声》

●議長(斉藤憲二君) 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

《「なし」の声》

●議長(斉藤憲二君) 討論はございませんので討論を終結し、採決いたします。お諮りいたします。

承認第1号「平成20年度山梨県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第3号)の専決処分の報告及び承認を求めることについて」は、原案のとおり承認することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

●議長(斉藤憲二君) 挙手全員であります。

よって「承認第1号」は原案のとおり承認することに決定いたしました。

---

#### 【日程第6 議案第8号】

●議長(斉藤憲二君) 次に、日程第6議案第8号「山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

《「はい、議長」と呼ぶ者あり》

●議長(斉藤憲二君) 嶋口事務局長

○事務局長(嶋口昇君) それでは、議案の9ページをお開きください。

議案第 8 号「山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

本案の提案理由は、平成 21 年度における所得の低い方への負担軽減の対策及び離職者に係る保険料の減免を講ずることにより、円滑な制度運営を図ることを目的とし条例を改正するものであります。

具体的な条文の改正内容につきましては、資料 1 の条例説明書により説明させていただきます。

条例説明書の 1 ページをお開きください。

本条例の改正につきましては、国の経済危機対策及び政府与党の高齢者医療制度の見直しに関する基本的な考え方にに基づき、速やかに対応すべき課題と位置付けまして、保険料の均等割額が 7 割軽減となる方につきましては 21 年度も引き続き 8.5 割軽減を継続すること、また、失業者に対する保険料の減免等を行い、更なる制度の円滑な運営を図るためのものがございます。

具体的な内容であります、大きく分けて 2 点の改正があります。

まず 1 点目でございますが、世帯主でない被保険者のうち、失業者等について広域連合長が特別な事情があると認めた場合に、保険料の徴収猶予及び減免の対象とすることでありまして、1 枚めくっていただいて、3 ページの新旧対照表をご覧ください。

第 16 条が「徴収猶予」でありまして、4 ページの第 17 条が「保険料の減免」でございます。ご覧の通り「徴収猶予」と「保険料の減免」は、第 1 項の第 1 号から第 4 号までは、同じ内容となっております。本条例におきましては、第 16 条の徴収猶予及び第 17 条の保険料の減免について、それぞれ第 1 項第 1 号は、世帯主でない被保険者も対象者となっておりますが、第 2 号から第 4 号までは、世帯主でない被保険者は対象者となっております。

そこで、今回の改正は、第 16 条及び第 17 条の第 1 項に、それぞれ第 5 号「その他広域連合長が認める特別な事情があること。」を追加することにより、世帯主でない被保険者についても、失業等特別な事情がある場合に対象者とするところができるための一部改正でございます。

次に、2 点目の改正点でございますが、1 ページにお戻りください。

「内容」の 2 をご覧ください。

所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例として、平成 21 年度における保険料の均等割額 7 割軽減該当者のうち 9 割軽減該当者以外の者については、平成 20 年度に引き続き 8.5 割軽減とするものであります。

施行期日につきましては、公布の日から施行し改正後の附則の第 6 条及び第 13 条につきましては、平成 21 年 4 月 1 日から適用することになります。

以上が、「山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」の制定についてであります。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

●議長(斉藤憲二君) 事務局の説明が終わりました。

ただいまから、議案第 8 号の質疑を行います。質疑ございませんか。

◀「議長」と呼ぶ者あり▶

●議長(斉藤憲二君) 23番、後藤政行君。

○23番 後藤政行君 23番後藤政行です。

ちょっと、見当違いかもしれないんですが。常識的に考えますと75歳と言いますと現役を退いて10年以上も経過している被保険者について、失業者等及び離職者という文言を使用しているのですが、どのような被保険者を想定しているのか、例えば個人事業主でも仕事を辞めれば離職というのでしょうか、また75歳以上の給与所得者もいるかもしれないけれど、退職すれば失業というのでしょうか。

どのような状態を想定して、どのような状態が該当するのか、ちょっと説明していただきたいと思います。

●議長(斉藤憲二君) 嶋口事務局長

○事務局長(嶋口昇君) これはですね、改正以前につきましては国保の関係と同じような減免の規定でございました。

ところが、政府のほうからですね、最近の経済危機等の趣旨を踏まえて、離職者等に係る保険料の減免について国民保険制度と合わせてより一層の周知を図るとともに適切に実施していただくようお願いしますという通知が4月15日に広域連合のほうに来ております。

こうしたことによりまして。最近ですね経済危機等でやはり、年金生活者においても年金が少なくてもそれだけではどうしても生活ができないという方については、仕事をしている方も若干おられるようです。

そういったことにつきまして、これまでの条例につきましては失業者については適用がされていなかったということで、今回条例を改正したわけでございます。以上でございます。

《「はい」の声》

●議長(斉藤憲二君) 23番、後藤政行君。

○23番 後藤政行君 ええとですね。現役世代の退職というのは雇用保険で離職票とかで明確にする。退職とか失業とか分かるんだけど、75歳以上の方が事業を取りやめたり、勤めていたことをやめたりするのは、翌年にならなければわからないと思うんだけど。

保険料を徴収するときの実体的な認定をするのは、非常に難しいと思うんですよ。その辺をどのように認定するのか。

ただ市町村役場に飛び込むっていうんですかね、助けてくれって言えば、懇願をしてそれで認めるのか、ちょっと、その辺の認定が非常に私は難しいと思いますけれども。お願いします。

●議長(斉藤憲二君) 嶋口事務局長

○事務局長(嶋口昇君) 減免等の認定につきましては、まず市町村のほうで滞納者につきまして、いろいろ納付相談をしたり分納にするかどうかなどの相談をするわけですが、そうした形で相談をしていく中で、どうしても納められないということで減免をしていかないと、どうしてもなりゆかないという方につきましては、市町村のほうにまず申請を出していただいて、その申請を広域連合にあげていただいて広域連合のほうで検討して減免をするかどうかを決定する仕組みになってございます。以上でございます。

●議長(斉藤憲二君) よろしいでしょうか。

その他ございませんか。

質疑ないようですので、それでは、質疑を終結し討論に入ります。

討論はございませんか。

《「なし」の声》

●議長(斉藤憲二君) 討論なしと認めます。

それでは討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議案第8号「山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

●議長(斉藤憲二君) 挙手全員であります。

よって「議案第8号」は原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----  
【日程第7 議案第9号】

●議長(斉藤憲二君) 次に、日程第7、議案第9号「山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

《「はい、議長」と呼ぶ者あり》

●議長(斉藤憲二君) 嶋口事務局

○事務局長(嶋口昇君) それでは、議案の11ページをお開きください。

議案第9号「山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について」説明させていただきます。

提案理由でございますが、本条例の改正につきましては平成21年度における保険料の均等割額7割軽減の方が引き続き8.5割軽減になるのを踏まえまして、国からの交付金を平成19年度に創設いたしました臨時特例基金の用途を拡大し、円滑な制度運営を図るためのものであり、今回8.5割軽減する分の財源とするものであります。

改正内容につきましては、資料1の条例説明書の7ページをお開きください。

新旧対照表で説明させていただきます。

「新」の方をご覧ください。

まず、法文を簡潔にするための略称規定に基づく一部改正でございます。

第2条の山梨県後期高齢者医療広域連合の後に「以下「広域連合」という。」を追加し、第6条第1項第1号の山梨県後期高齢者医療広域連合を広域連合に改め、第6条第1項第5号の「平成19年政令第325号。の後に以下「算定政令」という。」を追加いたします。

次に、同じく第6条の第6号の追加であります。平成21年度も均等割額が7割軽減されている被保険者のうち、9割軽減該当者以外の被保険者につきましては、昨年度に引き続き8.5割軽減を行いますので、軽減された分の国からの交付金を臨時特例基金に積立て、基金の処分に関しましては、今回の8.5割軽減についても、決められた財源に充てるなど、使途を拡大するための条例改正を行うものであります。

2ページをお開きください。

この条例は、公布の日から施行することになります。

以上が、臨時特例基金条例の一部を改正する条例についてであります。

ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

●議長(斉藤憲二君) 事務局の説明が終わりました。

ただいまから、議案第9号の質疑を行います。質疑ございませんか。

《「なし」の声》

●議長(斉藤憲二君) 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

《「なし」の声》

●議長(斉藤憲二君) 討論もございませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議案第9号、「山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

●議長(斉藤憲二君) 挙手全員であります。

よって「議案第9号」は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

#### 【日程第8 議案第10号】

●議長(斉藤憲二君) 次に、日程第8、議案第10号「平成21年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

事務局から、提案理由の説明を求めます。

《「はい、議長」と呼ぶ者あり》

●議長(斉藤憲二君) 小川事務局次長

○事務局次長(小川和仁君) 議案第10号「平成21年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」の説明をさせていただきます。

議案の13ページをご覧ください。今回の補正は経済危機対策のうち、高齢者医療に関する対策として、国の平成21年度補正予算に位置付けられているものであり、平成21年5月29日の予算成立をうけ補正をお願いするものです。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億1,610万9千円を増額し、それぞれ812億2,614万9千円とするものです。

内容につきましては、平成20年度に保険料均等割の7割軽減対象者について、1年間だけ8.5割軽減としましたが、平成21年度においても引き続き8.5割軽減を実施するための予算措置となり、必要となる費用は国庫補助金として交付されるものです。

資料2の予算説明書の16ページ、17ページをご覧ください。

歳入の第1款、市町村支出金、第1項、市町村負担金、第1目、保険料等負担金、第1節、保険料等負担金であります。保険料の均等割7割軽減が8.5割軽減となりますので、7割軽減と8.5割軽減の1人当たり減額分5,806円を対象見込者1万9,998人で乗じた総額1億1,610万9千円を減額するものです。

第2款、国庫支出金、第2項、国庫補助金、第3目、円滑運営臨時特例交付金、第1節、円滑運営臨時特例交付金につきましては、保険料負担金の減額相当分の1億1,610万9千円を補助金として受け入れます。

第6款、繰入金、第2項、基金繰入金、第1目、基金繰入金、第1節、臨時特例基金繰入金は臨時特例基金からの受け入れになります。受け入れた国庫支出金は一旦、臨時特例基金に積立てますが、これを取り崩し再度、特別会計に受け入れる内容になります。

20ページから23ページが歳出となっております。22ページ、23ページをご覧ください。第6款、基金積立金、第1項、基金積立金、第2目、臨時特例基金積立金、第25節、積立金の1億1,610万9千円は受け入れた国庫支出金を基金に積み立てるための予算措置になります。

他の歳出であります。戻りまして20ページ、21ページをご覧ください。

第2款、保険給付費、第2項、高額療養費諸費及び第3項、その他医療給付費、第3款、県財政安定化基金拠出金、22ページの第7款、公債費につきましては、財源更生になります。減額する市町村支出金で充当されていたものを国庫支出金で充当し直すものです。

以上が、平成21年度特別会計補正予算の内容になります。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

●議長(斉藤憲二君) 事務局の説明が終わりました。

ただいまから、議案第10号の質疑を行います。質疑ございませんか。

◀「はい、議長」と呼ぶ者あり▶

●議長(斉藤憲二君) 4番、大村政啓君

○4番、大村政啓君 せっかくの機会でございますので、私の考えと只今の上程されております議案につきまして、質問をしたいと思っておりますが、先ほど会長、副会長から、この制度が始まって間もないけれども、いろいろ不都合な場面があって、その都度、条例の改正や制度の改正があって、まだまだ大変だと。

特に75歳になりますと高齢者になりますから、周知徹底するまでが新聞とかラジオとかテレビを見ますと、本当に制度叩きが、各市町村でも非常にこれは悩んでいると思うんですね。

ただ、国がやったからこういうことではなくて、やっぱり、しっかりした、もちろん75歳を対象者に、少しでも軽減措置をとったりしてプラスになるような改正であることが良くわかっておりますけれども、計画する前に、もう次がどんどん、あまりにも早くですね、見切り発車をしてしまったものだから十分な周知徹底ができない。

これが他のことではいいのですが、国保とか老健ならいいですけど。これについては、中々それが一般対象者あるいは、その家族からみても理解が乏しい点がいっぱい私はあるというように認識しております。

今回の基金を積みたてをしまして、これから少しでも対象者にプラスになるようにと、趣旨は痛いほどよく分かるんですけども、是非一つ国のほうにおいて作ったものであってもですね、こういうところで、その制度の不利なことについてはしっかり広域連合を通じて、或いは県にもお願いし県から国にあげてですね、いろいろ要望事項がいっぱいあると思っておりますので、年に何回もない議会でありますので。

どうか我々は、市町村の代表で来ているのでありますけれども、また住民の、対象者の代表でもあります。そのような見地からいたしまして、これからまだまだ、いくつかの紆余曲折の中で、これが定着するまで相当時間がかかると思うんですけども、是非一つ事務局におかれまして、また正副会長さんにおかれまして、いろいろ宿題、課題があろうかと思っておりますが、充分な一つ、上に対してですね、提言等を中心にして、この制度をさらに拡充して負担をなるべく軽くするような、そういう制度を尚検討してもらいたいということをお願いしたいと、こんな風に考えておりますけれども、質問と言いましょか、要望に近いものになりましたが、是非私の考えの一端を申しあげまして質問を終わりたいと思います。

●議長(斉藤憲二君) 要望でいいですか。それとも当局の答弁を求めますか。  
《「はい、議長」と呼ぶ者あり》

●議長(斉藤憲二君) 宮島広域連合長。

○広域連合長(宮島雅展君) お答えを申し上げます。

大村議員さんのお説のとおりだと、私どもも捉まえています。先ほど申し上げましたように、この制度が準備期間が1年あって、実行段階に入って1年、草創期でありますので、どうしてもいろいろなことに対応しなければならない

から、現場はえらいと思いますね。

ただ、この時期を通らなければ制度として安定をするということにはなっていないので、まあ、こういう時期も仕方がないかなとは思いつつも、努力を今後もやっていかなければならないと思っていますところ。

やっぱり、周知徹底をして75歳以上の方々だけではなくて、その他の方々からも税金を頂いている立場でございますので、みんなで解って、理解してもらってそして支えていく制度に、名実ともになるように努力をしていくことをお約束申しあげて答弁に変えたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

●議長(斉藤憲二君) 大村政啓君。よろしいでしょうか。

《「はい」の声》

●議長(斉藤憲二君) その他ございませんか。

《「なし」の声》

●議長(斉藤憲二君) 無いようですので、質疑を打ち切って、討論に入ります。討論はございませんか。

●議長(斉藤憲二君) 討論はございませんか。

《「なし」の声》

●議長(斉藤憲二君) 討論は無いようですから。討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議案第10号、「平成21年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について」は、原案のとおり可決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

●議長(斉藤憲二君) 挙手全員であります。よって「議案第10号」は原案のとおり、可決することに決定いたしました。

---

#### 【条項、字句等の整理】

●議長(斉藤憲二君) お諮りいたします。

本臨時会において、議決されました各案件について、その条項、字句、その他整理を要するものについては、議会会議規則第41条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

《「異議なし」の声》

●議長(斉藤憲二君) 異議なしと認めます。

よって、本臨時会において議決されました、各案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

---

### 【閉 会】

●議長(齊藤憲二君) 以上を持って、本臨時会に付議されました議案の審査は、すべて終了いたしましたので会議を閉じます。

ここで、閉会に当たり一言申し上げます。

山梨県後期高齢者医療広域連合の臨時会も、議員各位並びに当局のご協力をいただき、全日程を無事終了することができました。心より感謝申し上げます。

本日の議決により、後期高齢医療制度の円滑な運営がより一層推進されることを願うものであります。今後とも、当局におかれましては、事業の推進になお一層の熱意と努力を払われるよう希望し、山梨県後期高齢者医療広域連合議会平成21年第1回臨時会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後3時12分